

川崎市人権施策推進基本計画・第２期実施計画
「人権かわさきイニシアチブ」
の策定の方向性について

— 答 申 —

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会

令和７（２０２５）年７月

令和7年7月2日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
会長 石渡和実

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権
かわさきイニシアチブ」の策定の方向性について（答申）

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会は、令和6年9月30日に、市長から「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』の策定の方向性について」の諮問を受け、審議を重ねてきました。

この度、第2期実施計画の策定の方向性についての審議結果をとりまとめましたので、次のとおり答申します。

目 次

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の 策定の方向性について（答申）

1	はじめに	1
2	審議の経過	1
3	審議の内容	1
4	答 申	6
5	おわりに	8

答申（参考資料）

1	諮問書	10
2	第3期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 審議経過	11
3	第3期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿	13
4	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）	14

1 はじめに

川崎市では、令和元（２０１９）年に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（以下「条例」という。）に基づき、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するため、令和４（２０２２）年３月に「川崎市人権施策推進基本計画・第１期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定しました。

この計画は、令和４（２０２２）年４月から概ね１０年を対象期間とする基本理念及び基本目標と、概ね４年ごとに見直しを行う実施計画により構成されており、第１期実施計画は令和８（２０２６）年３月をもって４年を経過することから、市長から第３期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「本協議会」という。）に対し、令和６（２０２４）年９月、次期実施計画の策定の方向性についての審議が依頼（諮問）されました。

この度、本協議会は、第１期実施計画策定後の人権に関する国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、令和８（２０２６）年４月から４年を計画期間とする実施計画策定の方向性について、答申として取りまとめました。

2 審議の経過

本協議会は、令和６年（２０２４）年９月３０日に第１回の会議を開催し、正副会長の選出を行いました。

また同日、市長から本協議会に対して「川崎市人権施策推進基本計画・第２期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』の策定の方向性について」の諮問を受けました。

本協議会では、第１回の会議から令和７年（２０２５）年６月２日開催の第４回の会議までの間、慎重に審議を重ね、その結果を踏まえ答申を取りまとめました。

※審議経過の詳細については、巻末の「参考資料２」を参照

3 審議の内容

（１）第１期実施計画の施策体系について

第１期実施計画においては、計画期間における人権課題の解決に向けて、「人権に関する基本的施策」を総合的かつ計画的に推進していくため、５つの「分野横断施策」と１３の「分野別施策」を体系的に整理しています。

第２期実施計画の方向性についての審議に当たっては、第１期実施計画の計画期間中における、人権に関する国の動向や社会情勢の変化のほか、川崎市における特徴的な事業・取組などを踏まえて、第２期実施計画の施策体系について検討を加える必要があると考えました。

※第１期実施計画の概要については、別紙１を参照

（２）人権に関する国の動向や社会情勢の変化について

本協議会において審議の参考とした、人権に関する国の主な動向や社会情勢の変化については、次のとおりです。

ア 国の主な動向

○子どもの人権

- ・ こども基本法の施行（令和５（２０２３）年４月）

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行された。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

- ・ こども家庭庁の発足（令和５（２０２３）年４月）

新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設した。

- ・ 改正児童福祉法の施行（令和６（２０２４）年４月）

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、一時保護開始時の要件及び手続の整備、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備※、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和、児童に対するわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等の措置を講じた。

※こどもの権利擁護の取組として、こどもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県、政令市等の業務として位置づけ、都道府県知事、政令市長又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、こどもの意見聴取等を行うこととされた。

- ・ 子ども・子育て支援法等の改正（令和６（２０２４）年６月。内容ごとに段階的に施行）

こども未来戦略（令和５年１２月２２日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施、子ども・子育て支援金制度の創設等が規定された。

具体的には、児童手当の高校生年代までの拡充、妊婦等包括相談支援事業及び保育所等に通っていない満３歳未満の子どもの通園のための給付の創設、児童扶養手当の拡充、産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置付け等を行うこととされた。

○男女平等に関わる人権

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）の施行（令和6（2024）年4月）

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性（性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）の福祉の増進を図るため、支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することや、支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを基本理念としている。

○高齢者の人権

- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行（令和6（2024）年1月）

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会である共生社会の実現の推進を目的としている。

全ての認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことなどを基本理念として、国・地方が一体となって認知症施策を行っていくものとしている。

○障害者の人権

- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行（令和4（2022）年5月）

全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

施策を推進するに当たり、可能な限り、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすることや、日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく必要とする情報の取得利用・円滑な意思疎通ができるようにすることなどを基本理念としている。

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和6（2024）年4月）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化することとされた。

○外国人の人権

- ・出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行（平成31（2019）年4月施行）

同法による新たな外国人材受入れのための在留資格「特定技能」の創設を踏まえつつ、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議で決定された（平成30年12月。毎年改訂）。

また、令和4年度は、総合的対応策の改訂と同時に、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けて中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月）が策定された（毎年一部変更）。

○性的マイノリティの人権

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下「LGBT理解増進法」という。）の施行（令和5（2023）年6月）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としている。

イ 社会情勢の変化

○高齢者の人権

- ・急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人の数は増加している。令和4（2022）年の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害（MCI）の高齢者数は約559万人と推計され、その合計は1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症またはその予備軍と言える状況にある。

○障害者の人権

- ・日本が障害者権利条約に批准後、国連の障害者権利委員会は、日本の障害者の状況に関する初めての「総括所見」を採択し、障害者を意思と権利を持った主体として位置付けた人権モデルに基づく法律や政策等を求めた（令和4（2022）年9月）。

○性的マイノリティの人権

- ・経済産業省の職員が性自認に基づいたトイレの利用を制限されたことについて、最高裁判所は、トイレの使用制限を容認した国の対応は違法と判断した（令和5（2023）年7月）。
- ・犯罪被害者の遺族に支払われる国の給付金の対象に同性のパートナーが含まれるかが争われ、最高裁判所は、同性のパートナーも事実婚に該当し、対象になりうると判断した（令和6（2024）年3月）。

（3）川崎市における特徴的な事業・取組について

本協議会において審議の参考とした、川崎市における特徴的な事業・取組については、次のとおりです。

○インターネットによる人権侵害に係る取組の推進

- ・インターネットやSNSにより国民の生活は便利になる一方で、インターネットを利用した誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別的な書き込みなどの人権侵害が増加している。このような現状を踏まえ、第1期実施計画では、「インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」を分野別施策の一つとして掲げ、計画期間中において、川崎市では、「情報モラルとICTリテラシーの向上のための啓発の推進」、「人権相談、必要な情報の提供の実施」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に係る施策の実施」、「インターネットによる人権侵害の解消に向けた施策の検討」等の事業を進めてきている。
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に係る施策の実施」に関しては、条例に基づき、川崎市の特定の市民等を対象とした差別的な投稿に対し、その拡散を防止するため、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いた上で、プロバイダ等の事業者へ削除要請を行っている。
- ・これまで531件の投稿について削除要請を行い、そのうち約8割が削除されている（令和7年3月31日現在）。なお、一部の海外事業者において、削除要請への対応が遅い、あるいは対応がなされないといった状況がある。

○川崎市多文化共生社会推進指針の改定（令和6（2024）年3月）

- ・川崎市は、外国人市民代表者会議条例の制定をはじめ、外国人市民を共にまちづくりを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民を包摂した地域社会づくりを推進するなど、多様性のまちとして発展してきた。
- ・外国人市民施策の基本理念となる基本方針として、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざし、平成17年3月、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定した。

- ・国において、外国人の受入れや共生のための取組が本格化し、総合的対応策が決定されるなど外国人市民を取り巻く環境が変化しており、川崎市においても条例制定などの施策が進展していることから、令和6年3月、3度目となる改定を行った。

4 答申

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方向性

(1) 第2期実施計画の政策体系について

本協議会では、上記3(2)及び(3)の内容等を踏まえて、第2期実施計画の政策体系(第2・第3階層)について検討した結果、第1期実施計画の政策体系は、当該実施期間における人権に関する国の動向や社会情勢の変化を包含しつつ、次期実施計画の実施期間における新しい人権課題や社会情勢の変化などにも柔軟に対応できるだけの普遍性を有していると考えられることから、第2期実施計画において継承することが適当であるとの結論に至りました。

(2) 基本計画の第2階層(人権に関する基本的施策)の方向性

上記(1)と同様の理由により、令和8(2026)年から4年を計画期間とする第2期実施計画においては、第1期実施計画における「人権に関する基本的施策」の体系を継承することが大切です。

(3) 基本計画の第3階層(事業・取組)における留意点

ア 事業・取組の類型について

第1期実施計画の事業・取組については、計画期間中における人権尊重のまちづくりの推進に必要な類型化がなされていますが、第2期実施計画の策定に当たっては、この間の人権に関する国の動向や社会情勢の変化などを踏まえることが必要です。既存の類型を基本としつつも、それに加えて新たに次の視点を盛り込み、明確化することで、次の4年の計画期間における、適切な人権課題への対応につなげていくことを要請します。

○男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進

「困難な問題を抱える女性への支援」という視点

令和6(2024)年4月施行の女性支援新法において、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を有することが規定されているため。

○障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進

「合理的配慮」という視点(学校における取組を含む。)

日本は平成26(2014)年1月に障害者権利条約に批准し、令和4(2022)年9月には国連の障害者権利委員会から総括所見が発表され

た。また、令和6（2024）年には改正障害者差別解消法が施行され、行政機関に加えて、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されるなどしたことから、これらの考え方に基づく市の施策の推進が必要であるため。

○性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進」という視点

令和5（2023）年6月にLGBT理解増進法が施行されたことにより、すべての国民が、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、理解増進に関する施策を決定し、実施するよう努めることとされているため。

イ その他

人権に関する国の動向や社会情勢の変化を踏まえたうえで、本協議会で、第1期実施計画の事業・取組について確認したところ、適切に位置付けられており、引き続き推進していく必要があります。それ以外、とりわけ次の視点について留意しながら、関係機関と連携を図り確実に人権施策に取り組んでいくよう要請します。

○子どもの人権

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、改正児童福祉法が施行された一方、厚生労働省が発表した令和5年度中における児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数が、約22万件と過去最高となっていることなど、子どもの人権について取り組んでいく必要があります。

○外国人の人権

本市には約5万7千人の外国人住民が暮らしており、外国人住民人口はコロナ禍以降、大きく増加傾向にあります。今後も、さらなる増加が見込まれる外国人市民の人権について取り組んでいく必要があります。

（4）第2期実施計画の全体の方向性

川崎市人権施策推進基本計画は、川崎市総合計画や分野別の他の人権課題に応じた計画等との整合を図りつつ体系的にまとめられていることから、第2期実施計画についても、今後の川崎市総合計画等の動向を十分に把握し、川崎市総合計画等との整合を図りつつ、人権に関する実施計画としてふさわしい計画を策定するよう要請します。

5 おわりに

本協議会では、第2期実施計画の方向性について、上記4答申に記載のとおり、第1期実施計画を継承することを基本としつつも、個別の人権課題においては、いまだ解決していないものも多く、また、今後も複雑化かつ多様化していくことが見込まれることから、引き続き各人権課題に応じた啓発を行うなど、実施計画を着実に進めきめ細かく対応していく必要があると考えます。

この答申を受けて川崎市が策定する第2期実施計画に基づき、人権施策を推進し、川崎市人権施策推進基本計画の基本理念である「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」を実現することを期待しています。

最後に、この答申の取りまとめに当たって、それぞれの立場から御意見をいただいた各委員をはじめ、本協議会に御協力いただいた川崎市行政の各担当部署の皆様方に深く感謝を申し上げます。

答申（参考資料）

6 川市人第 2 9 6 号

令和 6 年 9 月 3 0 日

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会会長 様

川崎市長 福 田 紀 彦

第 3 期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への諮問について

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第 3 5 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

川崎市人権施策推進基本計画・第 2 期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方
向性について

2 諮問の理由

令和 4（2 0 2 2）年 3 月に策定した「第 1 期実施計画」は、令和 7（2 0 2 5）年度末
をもって計画期間が満了となることから、令和 1 1（2 0 2 9）年度末までの「第 2 期実施
計画」を策定する必要がある。

「第 2 期実施計画」の策定に当たり、社会情勢の変化等を踏まえ、基本的な方向性につい
てとりまとめていただくため諮問するものです。

3 答申期限

令和 7（2 0 2 5）年 7 月

4 その他

今後の本市における人権施策の状況等により、優先的に調査審議を依頼する事項が生じた
場合には、別途、諮問することがあります。

第 3 期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 審議経過

【第 1 回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和 6 年 9 月 3 0 日（月） 午後 2 時 0 0 分～午後 4 時 3 0 分

○正副会長の選出

○審議事項

（1）諮問について

川崎市人権施策推進基本計画・第 2 期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方向性について

（2）川崎市人権施策推進基本計画・第 1 期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定経過について

（3）人権関連法等の動向について

（4）意識調査について

○報告事項

（1）第 2 期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の取組について

（2）川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について

○その他

【第 2 回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和 6 年 1 2 月 2 3 日（月） 午後 2 時 0 0 分～午後 4 時 2 0 分

○審議事項

（1）答申に向けた検討

（2）川崎市人権施策推進基本計画（第 1 期実施計画）の令和 5 年度の実施結果について

○報告事項

（1）川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について

○その他

【第 3 回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和 7 年 3 月 2 7 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分～午後 1 1 時 3 0 分

○審議事項

（1）答申について

（2）人権に関する市民意識調査について

○報告事項

- (1) 川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について
- その他

【第4回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和7年6月2日(月) 午後2時00分～午後4時00分

○審議事項

- (1) 答申について
- (2) 人権計画策定の方向性について

○報告事項

- (1) 川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について
- (2) 九都県市首脳会議の合意に基づく要望について
- (3) 人権啓発動画について
- (4) 子どもの権利委員会答申について
- (5) 外国人市民意識実態調査について

○その他

【答申】

開催日時 令和7年7月2日(水) 午前10時30分～午前10時45分

- 「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』の策定の方向性について」(答申)

第 3 期 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿

令和 7（2025）年 7 月現在
（敬称略、五十音順）

N0	氏 名	職業 ・ 役職等
1	◎石渡 和実 いしわた かずみ	東洋英和女学院大学 名誉教授
2	伊藤 雅子 いとう まさこ	公益財団法人川崎市身体障害者協会 評議員
3	稲垣 寛子 いながき ひろこ	川崎市教職員組合 執行副委員長
4	○榎 透 えのき とおる	専修大学法学部 教授
5	木澤 静雄 きざわ しずお	川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事
6	久々津 裕敏 くくつ ひろとし	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 事務局長
7	最所 義一 さいしょ よしかず	弁護士
8	阪本 智子 さかもと ともこ	川崎人権擁護委員協議会 副会長
9	土田 久美子 つちだ くみこ	駒澤大学文学部 准教授
10	星川 孝宜 ほしかわ たかよし	市民委員
11	堀井 めぐみ ほりい めぐみ	市民委員

◎：会長 ○：副会長

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

令和元年12月16日
川崎市条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

（人権侵害による被害に係る支援）

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(人権尊重のまちづくり推進協議会)

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(この章の趣旨)

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する

- 地域から退去させることを煽動^{せん}し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの
(勧告)

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名
- (2) 命令の内容
- (3) その他規則で定める事項

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定に

よる公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

（審査会の調査審議手続）

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

（表現の自由等への配慮）

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

（報告及び質問）

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

（2）第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

川崎市人権施策推進基本計画・第２期実施計画「人権
かわさきイニシアチブ」の策定の方向性について
— 答 申 —

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
令和７（２０２５）年７月

（事務局）川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

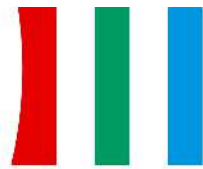
〒２１０－８５７７

川崎市川崎区宮本町１番地 川崎市役所本庁舎２１階

電 話（０４４）２００－２３１５

FAX（０４４）２００－３９１４

Eメール 25zinken@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市